

議案第 88 号

和光市まちづくり条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市まちづくり条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市まちづくり条例の一部を改正する条例

和光市まちづくり条例（平成 18 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(上水道及び下水道)</p> <p><u>第 35 条 開発行為等を行う者は、開発行為等を行う区域内の給水装置について、水道水を安定的に供給できる能力を持つ構造により整備するものとする。</u></p> <p><u>2 開発行為等を行う者は、水道水の安定的な供給のために必要な場合においては、開発行為等を行う区域外においても、給水装置の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p style="text-align: center;">(建築物の敷地面積の最低限度等)</p> <p>第 37 条の 2 (略)</p> <p><u>2 開発行為等の区域の境界点は、規則で定める基準により境界杭又は境界標識を設置するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(集会施設)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(家族向け住戸の設置)</p> <p><u>第 45 条の 2 開発行為等を行う者は、戸数が 50 以上の集合住宅の建築を行う場合は、規則で定める基準により、その建築物に家族向け住戸（専ら面積が 50 平方メートル以上の住戸をいう。）を設置するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(集合住宅の管理)</p> <p><u>第 45 条の 3 開発行為等を行う者は、戸数が 50 以上の集合住宅の建築を行う場合は、その建築物又はその敷地内に管理人室を設置するとともに、管理人を駐在させるように努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(上水道及び下水道)</p> <p><u>第 48 条の 8 小規模開発行為等を行う者は、小規模開発行為等を行う区域内の給水装置について、水道水を安定的に供給できる能力を持つ構造により整備するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(下水道)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p style="text-align: center;">(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第 37 条の 2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(集会施設)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(下水道)</p>

<p><u>2 小規模開発行為等を行う者は、水道水の安定的な供給のために必要な場合においては、小規模開発行為等を行う区域外においても、給水装置の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>第48条の8 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>4 (略) (建築物の敷地面積の最低限度等)</p>	<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p>
<p>第48条の10 (略)</p>	<p>第48条の10 (略)</p>
<p><u>2 小規模開発行為等の区域の境界点は、規則で定める基準により境界杭又は境界標識を設置するものとする。</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の和光市まちづくり条例の規定は、施行日以後に第17条の開発行為等計画書（以下「計画書」という。）を提出した開発行為等について適用し、施行日前に計画書を提出した開発行為等については、なお従前の例による。

令和5年11月30日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市まちづくり条例について、家族向け住戸の設置及び集合住宅の管理に関する規定等を新規に設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。